明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条約〕
○二千七年の国際コーヒー協定（四）　二
〔告示〕
○二千七年の国際コーヒー協定への日本国の加入に関する件（外務二六九）　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇**二千七年の国際コーヒー協定**（条約第四号）（外務省）

この協定は、有効期間が延長された二千一年の協定に代わり、国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報の交換、研究及び調査を通じた国際協力等について定めるものである。この協定は、前文、本文五一箇条、末文、一の附属書及び国際コーヒー理事会決議第四三六号から成り、その概要は、次のとおりである。

1　目的（第一章）

この協定は、コーヒーに関する問題について国際協力を促進すること、コーヒーに関する問題について政府間で協議し、及び民間部門と協議する場を提供すること、持続可能なコーヒー産業を発展させるよう加盟国を奨励すること、供給と需要との間の均衡を保ち、かつ、消費者及び生産者の双方にとって公正な価格をもたらす国際市場の構造上の状況並びに生産及び消費の長期的な傾向に関する理解を求める協議のための場を提供すること、コーヒーの国際貿易の拡大を促進し、当該国際貿易の透明性を高め、及び貿易障害の撤廃を促進すること、コーヒーに関する経済的、技術的及び科学的な情報、統計及び研究成果並びにコーヒーに関する研究及び開発の結果を収集し、配布し、及び公表すること、コーヒーの消費及び市場の発展を促進すること、加盟国及び世界のコーヒー経済の利益となる事業計画を作成し、及び評価し、並びに当該事業計画のための資金を調達すること、消費者の満足を高め、及び生産者の利益を増進するためコーヒーの品質を向上させること、コーヒー産業における食品の安全に関する適当な手続を作成するよう加盟国を奨励すること、加盟国へのコーヒーに関する技術移転を援助するための研修事業及び情報提供事業を促進すること、小規模な農業者等の能力を強化する戦略であって貧困の軽減に貢献し得るものを策定し、及び実施するよう加盟国を奨励すること、コーヒーの生産者を援助し得る金融上の手段及び役務に関する情報の提供を促進すること等を目的とする。（第一条関係）

2　定義（第二章）

この協定上の用語（「コーヒー」、「コーヒー年度」、「寄託者」等）について定義している。また、寄託者に係る国際コーヒー理事会の決定がこの協定の不可分の一部を成すことを規定している。（第二条関係）

3　加盟国による一般的約束（第三章）

加盟国による一般的約束として、加盟国はこの協定に基づく義務の履行を可能とするために必要な措置をとること、加盟輸出国は原産地証明書が適切に発行され、及び使用されることを確保する責任を負うこと、加盟輸入国は再輸出に関する定期的かつ正確な情報を提供すること等を規定している。（第三条関係）

4　国際コーヒー機関（第五章～第八章）

㈠　千九百六十二年の国際コーヒー協定に基づいて設立された国際コーヒー機関（以下「機関」という。）は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。機関の最高機関は、国際コーヒー理事会（以下「理事会」という。）とする。（第六条関係）

㈡　機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。（第七条関係）

㈢　理事会は、機関の全ての加盟国で構成する。この協定によって明示的に与えられる全ての権限は、理事会に属する。（第八条及び第九条関係）

㈣　理事会は、全ての決定及び勧告をコンセンサス方式によって行うよう努める。理事会は、コンセンサスに達することができない場合には、出席し、かつ、投票する加盟輸出国の投ずる票の七〇パーセント以上及び出席し、かつ、投票する加盟輸入国の投ずる票の七〇パーセント以上（それぞれ別個に計算する。）の多数票による議決で、決定及び勧告を行う。（第一四条関係）

㈤　事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、この協定の運用に関して自己に属する任務の遂行について責任を負う。（第一七条関係）

㈥　財政及び運営に関する委員会を設置する。同委員会は、承認のため理事会に提出される運営予算の作成の監督その他理事会が委任する任務の遂行について責任を負う。（第一八条関係）

㈦　この協定の運用に要する費用は、加盟国の年次分担金等をもって支弁する。各会計年度の機関の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、理事会が決定する。運営予算に係る分担金の支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。（第一九条～第二一条関係）

5　消費振興及び市場動向（第九章）

㈠　加盟国は、コーヒーの消費の増大を妨げるおそれのある障害の除去のための措置をとるよう努力する。（第二四条関係）

㈡　消費振興及び市場動向に関する活動は、コーヒーの生産及び消費に関連する知識普及活動、研究、能力の開発及び調査を含むことができる。また、消費振興及び市場動向に関する委員会を設置する。（第二五条関係）

㈢　加盟国は、開発途上国が特に工業化及び製品の輸出によって自国の経済基盤を拡大することを必要としていることを認識する。この関連において、加盟国は、他の加盟国のコーヒー産業を崩壊させるおそれのある措置をとることを避けるべきである。（第二六条関係）

㈣　加盟国は、他の産物をコーヒーに混合し、又はコーヒーとともに加工し、若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならない。（第二七条関係）

6　事業計画に係る機関の活動（第一〇章）

加盟国及び事務局長は、この協定の目的の達成に寄与し、及び理事会が承認する戦略的な行動計画において特定される活動の優先分野に寄与する事業計画に関する提案を提出することができる。また、事業計画に関する委員会を設置する。（第二八条関係）

7　コーヒーに関する民間部門（第一一章）

㈠　輸出国及び輸入国の民間部門の代表それぞれ八人で構成する民間部門諮問委員会は、諮問機関として、理事会が諮問する事項について勧告することができる。（第二九条関係）

㈡　理事会は、加盟輸出国、加盟輸入国、民間部門の代表その他関心を有する参加者で構成する世界コーヒー会議を適当な間隔で開催するための措置をとる。（第三〇条関係）